

財政健全化法に基づく砂川市の「財政健全化判断比率等」について公表します。

平成26年度の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等(財政指標)を算定し、次のとおり算定結果がまとめましたので報告します。

1. 平成26年度決算に係る健全化判断比率

健全化判断比率	平成26年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	— %	14.12 %
②連結実質赤字比率	— %	19.12 %
③実質公債費比率	12.9 %	25.0 %
④将来負担比率	26.3 %	350.0 %

(参考) 平成25年度決算に係る健全化判断比率

健全化判断比率	平成25年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	— %	14.12 %
②連結実質赤字比率	— %	19.12 %
③実質公債費比率	15.5 %	25.0 %
④将来負担比率	55.2 %	350.0 %

財政指標結果の概要

- 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）はいずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

実質赤字比率

- ・本比率は黒字か赤字かを判断する指標で標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。砂川市の場合は黒字のため「-」の表記となります。

連結実質赤字比率

- ・本比率は、実質赤字比率を特別会計・企業会計を含めた全会計に適用したものです。これも実質赤字比率と同様赤字が生じた場合は早期解消を図る必要があります。砂川市の場合は黒字のため「-」の表記となります。

実質公債費比率

- ・本比率は、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したもので
す。一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると地方債を発行する際に許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。
砂川市は12.9%とやや高い比率となっていますが、公債費負担適正化計画において定めた平成24年度までに18%未満とする数値目標を平成23年度において達成しており、引き続き負担の適正化に努めているところです。

将来負担比率

- ・本比率は、将来見込まれる負債が年収の何年分に相当するかを示した割合です。この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じてくる可能性があります。砂川市は26.3%と早期健全化基準には達していません。

2. 平成26年度決算に係る資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（%）	経営健全化基準（%）
下水道事業会計	— (資金不足なし)	20
病院事業会計	— (資金不足なし)	

資金不足比率の概要

- ・資金不足比率においては下水道事業会計・病院事業会計ともに資金不足はありませんでした。

資金不足比率

- ・公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。砂川市は資金不足はありませんでした。

健全化判断比率及び資金不足比率について

砂川市の平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとなっております。

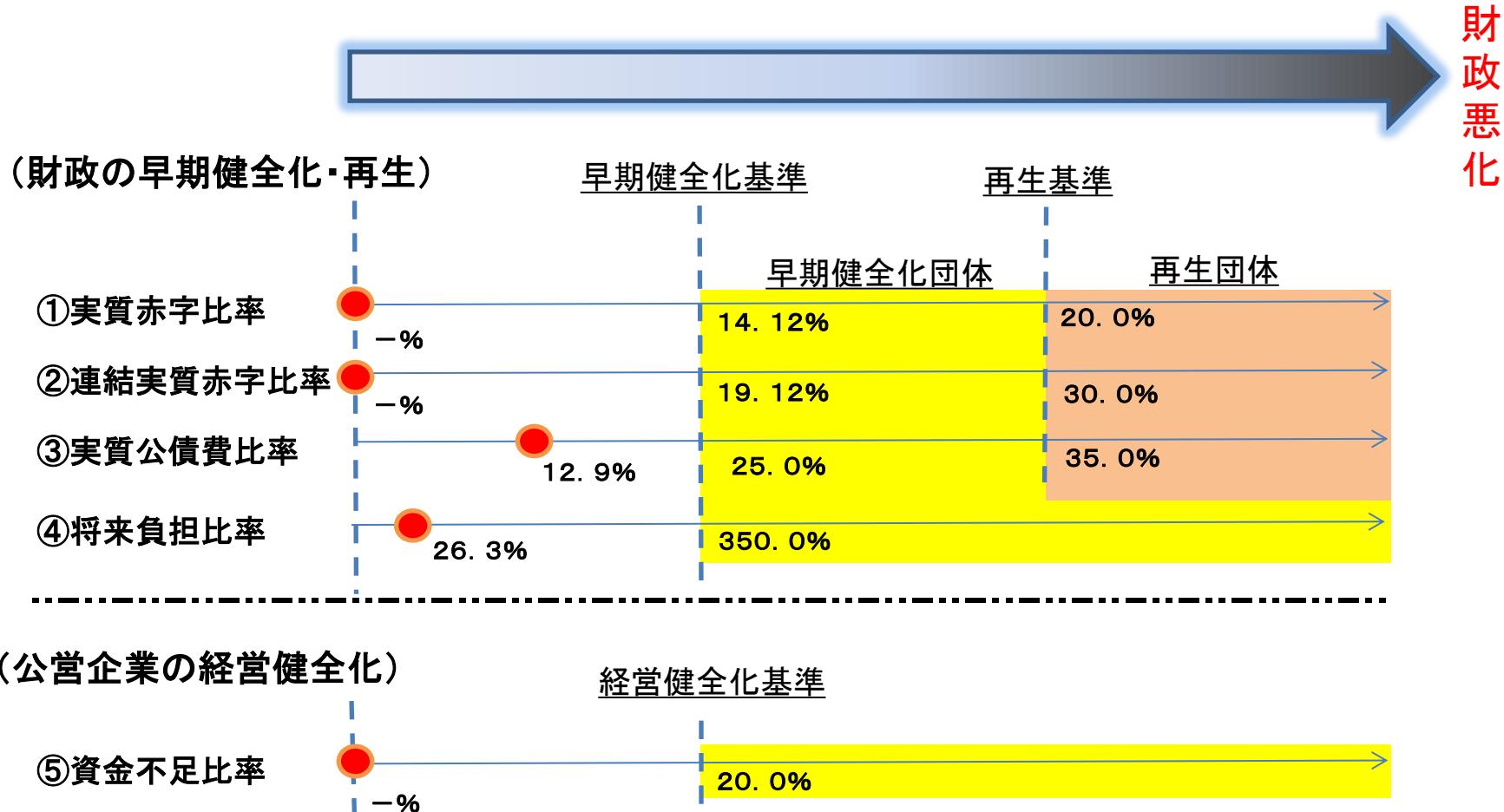
実質公債費比率については、12.9%となり、平成25年度に引き続き比率の圧縮を達成しています。市立病院改築事業の終了とともに事業に係る市債の償還が開始されましたが、引き続き比率の圧縮に努めます。

今後の見通しは、人口の減少や景気の変動による税収入の減少さらには高齢化による扶助費の増加などにより財政事情の見通しは予断を許さない状況ではありますが、今後も市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、砂川市の健全な財政運営を進めてまいります。

健全化判断比率等の対象

砂川市	一般会計等	-一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率				
	公営事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特別会計 ・介護保険特別会計 ・後期高齢者医療事業特別会計 									
組合等 一部事務		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">業公営企 会計企</td><td style="padding: 2px;">・下水道事業会計</td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">・病院事業会計</td></tr> </table>	業公営企 会計企	・下水道事業会計		・病院事業会計					
業公営企 会計企	・下水道事業会計										
	・病院事業会計										
第三セク タ一等		<ul style="list-style-type: none"> ・砂川地区保健衛生組合 ・砂川地区広域消防組合 ・中空知広域水道企業団 ・石狩川流域下水道組合 など 									
		<ul style="list-style-type: none"> ・砂川市土地開発公社 									

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



※ ● は砂川市の指標位置です。

「-」の表記は黒字や資金不足がないことを表しています。

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

$$\text{実質公債費比率} (3か年平均) = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る
基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

資金不足比率 =

資金の不足額

事業の規模

・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業)= 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)= 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。